

○香美市まちづくり委員会設置条例

平成26年12月19日

条例第39号

(設置)

第1条 市民のまちづくりへの参画を促し、協働のまちづくりを推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協働のまちづくりの推進に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること

(組織)

第3条 委員会は、25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域において活動する団体から推薦された者
- (2) 公募による者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会に、第2条第1項の所掌事務を行うため、専門部会を置く。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 会議は、公開とする。

(小委員会)

第7条 委員会に、専門的な事項の調査及び審議を行うため、小委員会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(最初の委員会の招集)

2 委員が委嘱された後の最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年香美市条例第50号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略